

令和3年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第1回 鹿児島県自動車（新車）小売業
最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和3年10月1日（金）9時54分～10時50分
開催場所	鹿児島合同庁舎 第1会議室
出席者	公益代表委員（2名） 松枝千鶴 山本晃正（敬称略）
	労働者代表委員（3名） 加治屋忍 白石裕治 吉海江俊也（敬称略）
	使用者代表委員（3名） 小原秀治 中村博之 森山麗子（敬称略）
	事務局（3名） 榎園労働基準部長 勝田賃金室長 壺屋賃金室長補佐
議題	1 部会長及び部会長代理の選出について
	2 最低賃金を決定する場合の確認事項について
	3 「産業別最低賃金から除外する手当」と「適用除外となる労働者」の取扱いについて
	4 実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無について
	5 審議に当たっての労使各側の基本的考え方について
	6 今後の審議日程について
	7 その他
配付資料	1 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会委員名簿
	2 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定に関する申出書（写）
	3 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）（写）
	4 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）（写）
	5 令和3年度運営小委員会における労使の主な主張
	6 鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）（写）
	7 最低賃金の改正決定について（諮問）（写）
	8 令和2年度産業別最低賃金決定状況（全国・ランク別）
	9 令和3年度自動車（新車）小売業最低賃金基礎調査結果
	① 労働者数復元
	② 事業所数復元
	10 鹿児島県の産業別最低賃金の改定状況の推移
	11 令和3年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定日一覧表
	12 鹿児島県の最低賃金
	13 令和3年度地域別最低賃金の審議・決定状況
14 鹿児島県金融経済概況（日本銀行鹿児島支店）	
15 県内景況（㈱鹿児島銀行 ㈱九州経済研究所）	

○ 勝田賃金室長

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日は、令和3年度第1回目の鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会ですので、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、慣例により私が司会を務めさせていただきます。

まず、開催に先立ちまして、本日もご出席の委員の皆様をご紹介します。

お手元の資料 1 に委員名簿がございますので、ご覧下さい。この名簿順に従いましてご紹介いたします。

なお、本日は、公益委員の原田委員が欠席でございます。

それでは先ず、公益委員からご紹介いたします。

松枝委員でございます。

○ 松枝委員

松枝です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

山本委員でございます。

○ 山本委員

山本です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

続きまして、労働者代表委員をご紹介します。

加治屋委員でございます。

○ 加治屋委員

加治屋です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

白石委員でございます。

○ 白石委員

白石です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

吉海江委員でございます。

○ 吉海江委員

吉海江です。よろしくお願いいたします。

○ 勝田賃金室長

次に、使用者代表委員をご紹介します。

小原委員でございます。

○ 小原委員

小原です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
中村委員でございます。

- 中村委員
中村です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
森山委員でございます。

- 森山委員
森山です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
最後に事務局でございます。労働局側の職員を紹介させていただきます。
労働基準部長の榎園でございます。

- 榎園労働基準部長
労働基準部長の榎園です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
賃金室長補佐の壺屋でございます。

- 壺屋賃金室長補佐
壺屋です。よろしくお願いいたします。

- 勝田賃金室長
そして私、賃金室長の勝田でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。
それでは、1回目の専門部会でございますので、榎園労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

- 榎園労働基準部長
本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
令和3年度第1回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
皆様方には、日頃から労働行政に対し、多大なご支援とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして、厚く御礼を申し上げます。
また、皆様方には、非常にお忙しい中、本年度の専門部会委員にご就任くださり、重ねて御礼申し上げます。事務局としましても、今後の本専門部会の運営が円滑に行われるよう努めて

まいりますので、審議へのご出席にご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本年度の鹿児島県最低賃金につきましては、ご承知のとおり、8月6日に審議会会長より答申をいただきまして、時間額で28円アップの821円となり、10月2日から発効されることとなっております。

また、産業別最低賃金につきましては、去る8月13日に運営小委員会、8月24日に第4回鹿児島地方最低賃金審議会が開催されまして、ご審議をいただきましたところ、改正の必要性ありとの答申をいただき、労働局長の改正諮問を受けて、本日から専門部会を開催させていただくことになったところでございます。

産業別最低賃金につきましては、ご承知のとおり、労使双方がイニシアティブを発揮され、関係労使の合意の下、労働条件の向上や公正競争の観点から設定されるものでございます。

これまでこの産業別最低賃金の審議におきましては、全会一致で議決をいただいておりますので、これまでの慣行等を尊重していただきながら、今後の審議を進めていただければ幸いに存じます。

委員の皆様方には、これから限られた期間の中で、大変なご苦勞をおかけするかと思いますが、本年度の審議が実りあるものとなりますようお願い申し上げます。簡単ではございますが冒頭のご挨拶とさせていただきます。

以上でございます。

○ 勝田賃金室長

それでは、これから先は座って説明させていただきます。

会議に先立ち、委員の皆様にお願いがございます。

専門部会では、議事録を作成し、その議事録には発言者の氏名を記載することになっております。

正確な議事録を作るために、大変ご面倒ですが、マイクを握り、進行役である部会長を除き、発言される際は、予めお名前を名乗っていただきますよう、よろしく願います。

最初に、本日の議題1番目となります部会長と部会長代理を選出していただきたいと思いますが、最低賃金法第25条第4項により準用する同法第24条第2項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙することとなっております。

これまでの慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法で決定しておりますが、今年度もこの方法で決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田賃金室長

ありがとうございます。それでは、お決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思っております。

○ 山本委員

この件につきましては、公益委員で協議しておりますので、私からその結果を報告させてい

たきます。

部会長に、松枝委員、部会長代理に、私を候補者として推薦することが決定しています。以上です。

○ 勝田賃金室長

ただ今、公益委員の山本委員から、部会長に松枝委員、部会長代理に山本委員を推薦する旨のご報告いただきました。

そこで、皆様にお諮りいたします。ただ今の推薦のとおり、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 勝田賃金室長

ありがとうございます。それでは、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会の部会長に松枝委員、部会長代理に山本委員に決定させていただきます。

松枝部会長にご挨拶をいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

○ 松枝部会長

皆様お早うございます。部会長を拝命いたしました松枝でございます。

労働基準部長からもお話がありましたとおり、鹿児島県最低賃金は前年から28円上昇し821円で結審しております。

一方で、世界的な半導体不足や自動車のEV化等、自動車関連のニュースが新聞に出ない日はないほど、当産業別最低賃金を取り巻く状況も激しく動いております。

その中におきまして、それぞれのお立場や意見の違いはあるかと存じますが、限られた時間の中で、労使代表の皆様方のイニシアティブの元、真摯な議論を尽くしていただきますよう、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

それでは、ただ今より、令和3年度の第1回鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会を開催いたします。

先ず、本専門部会の成立について、事務局より報告願います。

○ 勝田賃金室長

本日の専門部会の成立についてご報告いたします。最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定である第5条を準用するとされております。この第5条第2項では、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないと規定されております。

本日の専門部会は、公益委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計8名の委員にご出席いただいております。定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。それでは、会が成立しておりますので、審議を開始したいと思いますが、その前に、事務局から本日の資料を説明してください。

○ 壺屋賃金室長補佐

本日の資料につきまして、説明いたします。

資料No.1は、令和3年度の当専門部会の委員名簿でございます。

資料No.2は、最低賃金法第15条第1項に基づき、労働者側から提出された申出書の写しで、自動車（新車）小売業最低賃金の改定を求めるものでございます。

平成20年7月に施行された改正最低賃金法により、産業別最低賃金は、労使のイニシアティブにより決定されるものと整理され、関係労使の申出を受けた行政機関が、最低賃金審議会の意見を聴いて決定できるとされたところでございます。この申出書がその申出に該当いたします。

資料No.3はこの申出を受けて、第2回本審において、改正の必要性の有無を諮問した諮問文の写しです。

資料No.4は、必要性の有無を審議した運営小委員会における報告書の写しです。

資料No.5は、運営小委員会における労使の主な主張を、事務局で取りまとめたものでございます。

資料No.6は、運営小委員会からの報告を受けて、第4回本審で審議した必要性の有無に関する答申文の写しでございます。

なお、改正決定することを必要と認めるという結論は、運営小委員会において全会一致となった結論であることを、念のために申し添えます。

資料No.7は、資料6の答申を受けて、最低賃金の改正決定について諮問を行った諮問文の写しでございます。

資料No.8は、令和2年度の自動車（新車）小売業最低賃金のランク別決定状況でございます。

資料No.9①は、本年度実施しました最低賃金に係る基礎調査結果の総括表を基に計算しました、現行最低賃金の未満率、最低賃金引上げ額・率と影響率の関係を取りまとめたものでございます。関係表の後ろに、総括表を添付しておりますが、この総括表は労働者数復元によるものです。

資料No.9②は、資料No.9①と同じ見方になりますが、総括表は、事業所数復元によるものです。

資料No.10は、平成2年度から令和2年度までの自動車（新車）小売業最低賃金の改定状況の推移をとりまとめたものでございます。上の表が自動車（新車）小売業最低賃金の未満率及び影響率を記載したものです。下の表が自動車（新車）小売業最低賃金及び地域別最低賃金の、引上げ額とその引上げ率を記載したものでございます。

資料No.11は、令和3年度の答申日ごとの発効予定日一覧表でございます。あくまでも最短の予定を示したものです。

ちなみに、年内の発効を目指すとするれば、答申日の期限は11月1日月曜日となります。

資料No.12は、現行の鹿児島県の最低賃金の一覧表でございます。皆様ご承知のとおり、本年10月2日から地域別最賃が821円に改定されています。

なお、自動車（新車）小売業最低賃金は、現行では847円でございます。

資料No.13 は、本年度の地域別最低賃金の決定状況の全国版でございます。

資料No.14 は、日本銀行鹿児島支店が9月7日に発表した鹿児島県金融経済概況です。概要において、鹿児島県の景気は、このところ足踏み状態となっているとされております。

また、各論1の個人消費の中で、乗用車新車登録台数、軽自動車を含みますが、前年を下回ったとされています。

資料No.15 は、鹿児島銀行、九州経済研究所が9月30日に発表した県内景況です。冒頭で、最近の県内景況は、生産活動が一部で持ち直し、投資関連がやや持ち直し、畜産関連、雇用情勢が横ばいとなっている。一方、消費関連が弱含み、観光関連が低調となっている。新型コロナウイルス感染拡大の影響が続き全体として弱含んでいるとされています。

また、2ページ目の消費関連では、8月の乗用車新車販売台数は、2か月ぶりに前年を上回った。車種別にみると、普通車は22.3%増、小型車が2.1%減となった。8月の軽自動車は3か月連続で前年を下回ったとされています。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

○ 松枝部会長

ただ今の説明について、ご質問はありませんか。

(質問なし)

○ 松枝部会長

続きまして、議題2の最低賃金を決定する場合の確認事項について、事務局から説明をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

説明いたします。従来から、産業別最低賃金における金額審議は、全会一致で決定しております。これにつきましては、平成14年の中央最低賃金審議会の全員協議会報告の中で、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議は、全会一致の議決に至るよう努力することが望ましいとされました。

これを受けまして、平成14年度の鹿児島地方最低賃金審議会の第8回本審におきましても、同様な事項が合意され、平成26年度の電気関係専門部会以外は、これまで全会一致で議決してきました。

産業別最低賃金につきましては、労使各側のコンセンサスの下に設定されるべきものであるという考え方に基づいておりますので、本年度も全会一致という決定に至るようにご努力いただきますことをご確認いただきたいと思います。

また、産業別最低賃金につきましては、従来から最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とするとの取り扱いを行ってまいりました。

このことについては、去る8月24日に開催しました第4回本審で、本年度も同様の取り扱いをする旨、決定されておりますので、これにつきましてもご確認をお願いいたします。

以上でございます。

○ 松枝部会長

ただ今の説明について、ご質問はありませんか。

(質問なし)

○ 松枝部会長

それでは、関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるという産業別最低賃金の性格から、産業別最低賃金の決定又は改正の金額に関する調査審議については、全会一致の議決に至るよう努力すること。最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、専門部会において全会一致の結論が得られた場合には、専門部会の決議をもって本審の決議とすることの2点についてご確認いただけたものといたします。

それでは続きまして、議題3の産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

説明いたします。

はじめに、業別最低賃金から除外する手当について説明します。

資料12をご覧ください。リーフレットの下の方に黒丸が3か所ついています。

黒丸の3番目です。①から③の賃金は、最低賃金法及び最低賃金法施行規則で定められている賃金で、最低賃金に算入しない賃金です。

その他に、産業別最低賃金から除外する手当を地方の審議会で定めることが可能となっております。これまでは、最低賃金の対象となる賃金から精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3つの手当を除外しております。

次に、適用除外となる労働者について説明します。リーフレットの右側に、適用範囲欄がございます。そこに記載してありますとおり、適用除外となる労働者として、18歳未満又は65歳以上の者、そして、雇入れ後6月未満の者であって技能習得中のもの、そして、清掃又は片付けの業務に主として従事する者の3項目が設定されております。

以上でございます。

○ 松枝部会長

ただ今、産別最賃から除外する手当と適用除外となる労働者のこれまでの取扱いについて、事務局より説明がありましたが、その取扱いにつきましては、本年度も従来と同様でよろしいのではないかと思います。如何でしょうか。

(異議なし)

○ 松枝部会長

ありがとうございました。それでは、産業別最低賃金から除外する手当と適用除外となる労働者

働者の取扱いについては、従来どおりとして取り扱うことといたします。

次の議題は4番目の実地視察、参考人意見聴取の実施の必要性の有無についてです。

これにつきましては、関係する産業の方々が労使双方とも委員になっていらっしゃると思いますので、例年どおり、今後、必要に応じて対応することによろしいのではないかと思います。如何でしょうか。

(異議なし)

○ 松枝部会長

それでは、実地視察と参考人の意見聴取につきましては、例年どおり必要に応じて対応することにいたします。

○ 松枝部会長

それでは、議題5の審議に当たっての労使各側の基本的考え方についてです。

労使の運営小委員会での主張については、お手元の資料5にありますように、8月24日開催の第4回本審で令和3年度運営小委員会における労使の主な主張として報告されたところですが、これと併せて、各側から、本年度の最低賃金改正審議を行うに当たっての基本的考え方について、述べていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、先ず労側からお願いします。

○ 白石委員

基本的な考え方を手元の資料に基づいて説明させていただきます。

まず、基本的な考え方ですが、一番最初の考え方として法律があると思います。日本国憲法の三大原則は国民主権、平和主義、基本的人権の尊重となっております。第25条には、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。

それに伴って、最低賃金法第1条は賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することが基本的なことだと思えます。

そのことを一番に重きを置きまして、特定最賃の意義や必要性、地賃との優位性の確保は課題の中にあっても何も変わることはありません。公正競争が担保される環境の必要性の高まりや産業構造の変化、労働力人口の減少に伴う産業間の人材獲得の競争の激化などに顧みれば、特定最賃の意義や必要性はむしろ非常に高まっているということから、公労使はその重要性を再確認して、当該産業労使のイニシアティブの発揮に向けて真摯に議論を尽くすべきであるということが一番最初の我々の考え方になっております。

二番目に、特定最賃が労使のイニシアティブによって設定するという2008年の最賃法の趣旨からも、個別労使の交渉の結果として締結された企業内最低賃金よりは尊重されるべきであり、自動車新車小売業で働く労働者の半数近くは自動車の新車販売のほうで最賃の底支えになっていることから、その金額を引き上げることによって組織の労働者と未組織労働者、そして正規労働者と非正規労働者との賃金の格差を是正し、雇用形態の多様化に対応した均衡・均等

処遇を実現させることを目指していかなければいけない。そして、例年言っておりますが、自動車の小売業を支えるのはそこに働く人である。持続的な産業や企業の競争力を維持向上させ続けるには、労働の質の高さに労働条件があり、そこに実現しマッチするというか、人の意識、活力を高めていく必要があるのではないかと思うところです。

鹿児島県の景気状況については、私どもも資料を作ってきましたので、お目通しいただければと思います。

そして、地賃の最賃については、明日から 28 円引き上げられて 821 円ということで、1 円ではありませんけど最下位の沖縄、高知からは脱出していることになります。

現在の自動車小売業の最賃は 847 円で、D ランクの 8 県中、最下位の宮崎に次いで下から 2 番目というところでお目通しいただければと思っています。

有効求人倍率、新車の台数は福岡の運輸局、軽四輪のほうは全国の軽自動車連合会の資料に基づいて作らせてもらったものですので、お目通しいただければと思います。

私からは、特定最賃に向けて労使一体となってこの産業をどのようにして盛り上げていくのか、今後、人口減に伴って県外流出をどのように止めていくのか、その中で、自動車産業の意義をもっと高めていって、質の高さもそうですが、この業界が今後鹿児島を引っ張っていくという形でとらえます。やはり格差是正、底支えという面もありますが、全体的に引き上げていきながら自動車産業を今よりももっと地位の高いものにというところをお願いしたいと思っています。

個人的には、私は出身が百貨店総合スーパーだったのですが、何年か前に議論がなされなくなりまして、百貨店総合スーパー最低賃金があったころは、そこで働く中で、他のところに比べますと最賃が高いのだと、これによって人が呼べるのだという自負があったのですが、現在なくなってみると寂しいというか、自分の出ている産業に対して質の高さを求めていかなければならないと思っておりますし、なくなる以前に、その産業をどのようにして労使一体となって盛り上げていくかというのが、今年だけではなくて何年先もずっと先を見据えていきながら皆さんで協議していきながら自動車産業を盛り上げていければなと思っております。以上です。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。労側からよろしいでしょうか。

○ 加治屋委員

白石委員から話があった、正にそのとおりであると認識をしているところです。

コロナ禍の中、販売等については昨年からお客様との接点を持ちにくいところがある中で、販売のほうは何とか水準を維持しながら進めてきています。

その中で、半導体の問題とかがあって車の出荷ができなくて、小売業としてはそこが厳しい状況となっている中、景気動向からしても盛り返していっている足掛かりになっているところはありますので、そういうところは採用という面でも賃金は非常に大事なところではありますが、今頑張っている人たちも最低賃金よりはるかに上回っている賃金で働いているところではあります。そういう状況の中、働いている人たちも自分の給料は十分にオーバーしているところではあります。自分が働いている業界で地域の賃金よりも上回っている産業別最低賃金、そういった業界で働いているのだという自負が必要ではないかと思っています。そうい

う観点からも地域別最低賃金との差は必要ではないかと考えているので、そういうところも認識を共有したいと思いましたので、発言をさせていただきました。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。次に、使側からお願いします。

○ 中村委員

労働者側からの資料を説明していただいて、書かれていることはそのとおりであると思っております。

ここに書かれていることを、我々も働いている社員の方と一緒にやっていくことが、結果的に会社自体が成長する、繁栄していくことに繋がるということは変わらないということをお伝えしたいと思います。

現実には、今回も金額アップのご提示はあると思うのですが、やはり我々も今の自動車小売業の環境の中で生き残る。しっかり会社として存続していかなければならない。そのためには人件費も含めて大きく上がっていくことを、それだけ吸収するだけの成長、もしくは収益が上がれば当然できるのですが、やはりここ数年コロナもあって市場環境が大きく上下する。変動することが来ております。そこを踏まえたくて慎重に対応していかなければと思っております。いつも話が出るのですが、メーカー側の新車販売店とそれ以外のところの格差が存在するでしょうし、そういうメーカー系ではない規模の小さい自動車小売業が、最賃を上げることによって経営が立ちかなくなるというようなことはやはり避けなければいけないと思っております。

今回の未満率等の資料を見ても、最賃をアップするとかなりの人数が最賃未満となることも事実ですし、あともう一つ、本土と離島との関係が一つ目、もう1点は、それと我々小売業の中には、営業とサービス、付随する事務作業を含めた社員がいます。その中には当然、今回の最賃に該当して働いてくださる方がいます。

やはり、労働の質の高さという意味ではなく、我々自動車小売店の中でも労働の実際の中身がかなり分かれていて、一部の仕事の内容は本来の最低賃金で働く皆様とほぼ同じ内容の仕事をされている方も相当数いるということ。特に、そこは最低賃金に該当するということがあると毎年主張しているのですが、雇用を守るためには少しずつ本来の最低賃金のほうに収束していかなければならないのではないかと思っております。

ですので、資料8もそうですが、少しずつ、例えば沖縄県とか県の最低賃金と自動車新車の最低賃金が一緒になってしまっていて、結局沖縄県は今年はやらないという状況が出てきておりますし、他の県でもそういうのが少しずつ出てきているという認識をしております。

ただ、我々も社員と一緒に成長していかなければならない、働いている質の内容に応じて賃金も上げられる部分は上げていきたいと思っておりますので、そこここの関係を考えながら今年もやっていきたいと思っております。

○ 小原委員

今年2回目で、前回初めて参加させていただいたわけですがけれども、非常に勉強になりました。いろいろ気づかせていただいたことを、さっそく社内で生かしてとところです。

私ホンダなのですが、先ほどございました未組織の会社が過半数ございます。13社法人ござ

いまして、組織されているのは1社のみでございます。

そういう意味で、昨年感じたことは、ここで議論していただいている情報をしっかりと経営者の皆さんに伝えていくことが、ここに参加させていただくことの私の使命とっております。

事前に、昨年学んだことを共有しまして、今年の展望を、皆さん経営者がそろっている中で、お話をしてまいりました。離島を含めてエリアの代表の方々のご意見を聞いて今回は望ませていただいております。特徴としましては、ホンダは自転車屋からなっていますので、割と強みで行けば津々浦々まで小規模店ながら展開できている。裏を返せば効率化が求められるスケールメリットみたいなものを要する局面に入ってきて非常に苦しい思いをしているところもございますので、そういったところの意見をいろいろ聞いてきておりますので、そういう観点で今回審議をさせていただければと思っております。

皆さんの大筋のご意見としましては、皆が裕福になってほしい、休みも取ってほしい、給料も上げたいと。一方でそこに経営を伴わすこと、こういったことがどのレベルで実現していくのがいいのかというのが経営努力になってきて簡単には分からない話ではあるのですが、そこに向かわなければいけないというのが、異口同音に皆様言われていまして、私も非常に嬉しかったですし、賛同のご意見でございました。

少し気になるところは、昨年も思ったのですが、産業別の自動車小売業が県をけん引する、またはそこで従事しておられる皆様方が誇りをもつというのは、ぜひそういう産業にしていきたいと本当に強い思いで一緒の思いでございます。

一方で、鹿児島県というと観光立県、農業立県でございますが、ここを開けすぎるとそこの労働力のバランス、自動車の方にばかり行ってみたいなのが、県全体として見たときにどうなのかなというのは、すごく難しい問題なのかもしれませんが、こういった観点も持っていかなければならないのかなと個人的課題としても持っております。

あと、これは弊社のお話で、そうことは避けて通らなければならないのですが、高校生の県内就職率が低い時期があって、なかなか短大卒、大学卒の採用の競争が激しかったので、高校卒の方々をしっかりと育てていきたいと思いますということで、主たる女性の事務スタッフを高卒に切り替えてまいっております。そうすると、そこも当然包括して対象になってくる訳ですが、急激に上がりすぎるとだったら大卒の方にみたいになっていきはしないかということも少し心配しながら、弊社の中ではそういうことではない。しっかり信念をもって高卒の方を採用し続けようと思っているのですが、あまり上げすぎますとそういうことも起こりかねないのかなというのも危惧したところでございます。

個人でそういう課題意識も持っておりますので、そういった観点も持ちながら審議をさせていただきたいと思っております。

いずれにしても昨年はコロナがあってどうなるか分からないというところで、上げる局面かどうかみたいな議論でやられたかと思うのですが、今回はある程度慣れてきて、全国が先んじてやっているようなところで、どれほどの幅を上げるのかという議論になられるのであろうなと思って臨ませていただいております。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。ただ今、労使双方から本年度の自動車（新車）小売業最低賃金の改正審議に当たった基本的な考え方などについて述べていただきました。

ただ今の労・使各側の発言について、ご意見、ご質問等はありませんか。

○ 山本委員

今後の自動車小売りの状況、予想について、どういうふうに経営者の方とはとらえていらっしゃるのか、明かしていただければありがたいです。

○ 中村委員

自動車業界は、数年前から 100 年に 1 度の大変革期と言われております。加えて、この 1 年くらいはカーボンニュートラル、実際は 2050 年にカーボンニュートラルを実現するという政府の方針が出ています。自動車業界では、各社によって違うのですが、トヨタにしても 2035 年、2050 年含めてそれぞれの比率を高めると宣言しております。ただ、これ自体は一自動車メーカーだけでできることではなくて、政府も含めて国もインフラも含めてやっていかなければほぼ実現できないことではないかというのが、今、自工会の会長をトヨタ自動車の豊田章男社長がやっておりまして、そういう中でもそういう発言をしております。

実際どうなるかというのは、我々も分からないというのが現実ですが、トヨタであればハイブリットからプラグインハイブリット、それから EV 若しくは水素を使った燃料電池車、それから水素で直接走る水素エンジン車とか、いろいろな事を進めております。ただ、これがコストの関係、それから生産技術でこれが量産できるかどうか、今もいろいろな部品が足りないことで生産が滞っておりますが、そういうのはこれから先も、特に EV 系だと起こりえる可能性もあると思います。

一方で、中国の事例かどうか分からないですが、直近でも電気不足とかなると EV を使うと圧倒的に電気を使うということを考えると、クリーンな電力を作るインフラが無ければ、世界に認めてもらえないです。一般的な話でご存じのこととは思いますが、そういう状況ですので、我々も今の自動車の販売、サービス、従来型のものだけではなくて、新しい取り組みをやっていかなければならない。いろいろなことが言われておりますが、地域貢献型のマース事業であるとか、そういうものを各社が、鹿児島でも何社かそういう取り組みを既に始めています。それはすぐにビジネスモデルとして成り立つものではないが、やはりトライ & エラーでやっていけない限りは将来作っていけないし、やってみなければうまくいか行かないかも分からないので、そういうところに投資をしていかなければならないということもあって、我々も厳しい状況にあると思います。

もう一つ、働いている側の方々に不安に思うことは、今のメカニックですが、彼らは基本的には、今まではガソリンのエンジンで走る車の整備がメインでした。特にエンジンは複雑で、そこにはものすごく技術がいりました。これから EV になるとユニットで交換するだけとか、いろいろな電子機器、検査機器がもっと高度化していくとか、そのように変わっていくので、彼らが将来 10 年後、20 年後にどういう技術、どういうところを、先ほど労働の質という話もありましたが、求められるものが変わってくれば、変わったものに対応して、そこに新しい技術を身につけなければならぬとそれに対応できないということなので、そういうことはこれから 10 年、20 年の間で、ある意味劇的に起こると思います。

我々経営としてもそれに対してしっかり対応できるように、変化に対応していくように経営自体も大きく変化する。やはり時代の変化に対応した会社がしっかり 20 年後 30 年後自動車工

業をやっているのではないかなと思います。

○ 松枝部会長

ありがとうございました。その他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

○ 松枝部会長

よろしいでしょうか。現段階では、その考え方に隔たりがあると思われるところでありますが、もし、本日、金額提示の準備がございましたら、お伺いしておきたいと思いますが、この点は、如何でしょうか。

(労側・使側 金額提示なし)

○ 松枝部会長

それでは、金額提示まではできないということで、本日は労使各側から基本的な考え方を述べていただくところまでとなりました。

次回には、具体的な金額提示をいただいたうえで、より踏み込んだ審議をしたいと思います。これからもスムーズな審議が行えますよう、皆様方のご協力方よろしく申し上げます。

○ 松枝部会長

それでは、次に議題6の今後の日程調整についてに入りたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○ 壺屋賃金室長補佐

今年度の第2回目以降の専門部会の開催日程でございます。第2回専門部会は、10月8日金曜日午前10時から、本日と同じ建物の3階の第2会議室で開催します。第3回専門部会は、10月15日金曜日午前10時から、本日と同じ建物の3階の第2会議室で開催します。現在、2つの日程を確保しておりますので、ご確認をお願いいたします。

また、第3回専門部会で結審しない場合は、第4回専門部会として10月22日金曜日を予備日としております。開催時間や会場については、現時点では未定となっております。

以上でございます。

○ 松枝部会長

今、事務局から説明がありましたが、皆様のご意見などはいかがでしょう。

それでは、本専門部会の今後の開催回数を目安は、一応2回とすることを確認していただき、第2回を、10月8日金曜日午前10時から、本日と同じ建物の3階の第2会議室、第3回を、10月15日金曜日午前10時から、本日と同じ建物の3階の第2会議室で、開催することにいたします。

しかしながら、その間で結論が出なかった場合は、10月22日を予備日として、改めて日程調整を行って対応することとしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

- 松枝部会長
それでは、議題7のその他ですが、委員の皆さんから何かございませんか。
- 松枝部会長
事務局から、何かありませんか。
- 壺屋賃金室長補佐
先程、今後の開催日程を協議していただきましたので、次回以降の開催案内の文書をお配りいたします。どうぞよろしくお願い致します。
なお、本日、欠席の委員には、郵送させていただきます。以上でございます。
- 松枝部会長
それでは、最後に、昨年までは、議事録の署名をお願いしてきたところですが、本年7月2日開催されました第1回本審において、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程が改正され、署名は廃止されたところですが、議事録の信頼性を担保するため、議事録確認者を指名します。
労側は、白石委員にお願いします。
- 白石委員
はい。
- 松枝部会長
使側は、小原委員にお願いします。
- 小原委員
はい。
- 松枝部会長
本日の専門部会は、これで閉会します。どうもありがとうございました。